

## 「第 54 回高知県国土利用計画審議会」

開催日時：平成 29 年 2 月 6 日（月） 14:00～

場所：高知城ホール 2F「くすのき」

出席委員：岩崎憲郎（欠席）、大山誠一郎、岡部早苗、小坂雄一郎、笹原克夫、田内成幸（欠席）、玉里恵美子（欠席）、中村健、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川公子（欠席）、松岡和也、松島貴則、山本洋子（11 名/15 名）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
  - (1) 会長及び会長職務代理者の選任
  - (2) 諮問事項
    - ・高知県土地利用基本計画の変更について（案）
    - －高知県土地利用基本計画図の変更－
  - (3) 報告事項
    - ・高知県土地利用基本計画報告事項について
    - －林地開発許可等の状況－
  - (4) その他
- 4 閉会

---

（司会）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から、第 54 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めます用地対策課・課長補佐の黒石と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、開会にあたりまして、土木技術監の天野のほうからご挨拶を申し上げます。

（天野土木技術監）

皆さん、こんにちは。土木技術監の天野でございます。本来なら土木部長の福田がご挨拶するところではございますが、別途会議のため出席できませんので、挨拶文を預かってきております。それでは代読をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、第 54 回高知県国土利用計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の土地行政の円滑、適正な推進をはじめ、県政全般にわたり幅広く、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます

さて、土地は限られた資源であり、県民の生活や産業活動にとって不可欠な基盤でありますとともに、次世代に引き継いでいかななくてはならない大事な財産でございます。

本県は、人口の減少や高齢化が進む中で、保全・管理といった課題のほかに近い将来発生が予想されています南海トラフ地震を含む自然災害リスクに備えた安全、安心な県土の基盤づくりへの対応も急務となっており、今後、土地を有効に活用し、そして適正に管理していくことが益々重要になっていくものと考えております。

本年度の審議会は、委員の改選がございまして、新たに3名の委員の方をお迎えし、そして引き続きご就任いただいた12名の委員の皆様と合わせて15名の方々に委員にご就任をいただきました。これから3年間、どうぞよろしく願いをいたします。

本日の審議会の内容は、改選後の会長と会長職務代理者の選任、高知県土地利用基本計画図の変更案件について、知事より諮問いたします森林地域の縮小案件6件につきまして、ご審議をいただき、答申を決定していただきます。

また、この一年間に林地開発の変更許可等を受けた新規案件について4件ご報告をさせていただきますこととしております。

その後、その他としまして、第5次国土利用計画につきまして概要を説明し、本県の今後の対応等についてご意見をお伺いしたいと思います。

委員の皆様には、活発かつ適切にご審議をいただきますとともに、今後とも県政の推進にご支援を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

平成29年2月6日。土木部長、福田敬大。代読、土木技術監、天野祝治。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、まず、配付しております資料の確認をさせていただきます。まず、一番上に「第54回高知県国土利用計画審議会」の表紙がございます。その次に、「第54回高知県国土利用計画審議会会次第」。続いて、「委員名簿」。続いて、「高知県国土利用計画審議会条例」。続きまして、同じく「運営要領」。そして、「諮問書の写し」を添付してございます。

資料としまして、資料1として、「土地利用基本計画の変更について(案)」。資料2としまして、「第54回高知県国土利用計画審議会～説明資料～」。

資料3としまして、枝番を振っております①に「第五次国土利用計画(全国計画)概要」。②としまして、「第五次国土利用計画(全国計画)の改定に伴う今後の検討事項」。③としまして、「国土利用計画(全国計画)」。

最後に④としまして、「高知県土地利用基本計画書」。以上であります。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、続きまして、今回、委員の改選がございましたので、委員名簿を添付してお

ります。あわせて、当審議会条例と運営要領も添付しておりますのでご覧いただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは、新しい委員の方もお迎えしておりますので、甚だ勝手ではございますが、はじめに皆様方の自己紹介をお願いしたいと思います。

大山委員さんからお願いいたします。

(大山委員)

大山でございます。よろしくお願い申し上げます。

(岡部委員)

岡部と申します。よろしくお願いいたします。

(小坂委員)

小坂と申します。よろしくお願いいたします。

(笹原委員)

高知大学の笹原でございます。分野を防災と書いてあるんですが、どちらかというと土木工学でございます。今日は、土木関連が2件も出てきて、ちょっと肩身が狭いところがございます。

(中村委員)

中村健と申します。よろしくお願いいたします。

(畠中委員)

畠中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(広末委員)

広末です。よろしくお願いいたします。

(藤本委員)

高知県宅建協会の藤本と申します。よろしくお願い致します。

(松岡委員)

高知新聞、松岡と申します。よろしくお願い致します。

(松島委員)

高知大学農林海洋科学部の松島と申します。専門分野は、農業経営経済のほうを担当です。よろしくお願ひいたします。

(山本委員)

山本です。よろしくお願ひいたします。

(司会)

はい。ありがとうございます。

それでは、欠席されています委員さんのご紹介をさせていただきます。

地方行政分野から県町村会会長、大豊町長であらせられます岩崎憲郎様。農業分野から高知県農業協同組合中央会専務理事、田内成幸様。高知大学総合科学系地域協働教育学部門教授の玉里恵美子様。自然保護分野から高知県自然観察指導員連絡会副会長の細川公子様。以上、ご紹介申し上げます。

任期は、高知県国土利用計画審議会条例第3条によりまして、3年間となっております。平成32年1月19日まで、どうぞよろしくお願ひをいたします。

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の審議会には11名の方の委員のご出席をいただいております。これは委員定数15名の半数以上を満たしておりますので、審議会条例第5条第3項に定められております「2分の1以上の出席」により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開することとなっておりますので、ご了承を願ひます。

それでは、議事に入りたいと思います。

会議の進行につきましては、審議会条例第5条第2項によりまして会長にお願いすることとなっておりますが、本日は、改選後初めての会でございますので、会長のご選任をいただくまでの間、私のほうから進行を務めさせていただきます。

それでは、議題1の会長の選任についてでございます。

本審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によるということになっておりますが、これについていかがいたしましょうか。

(山本委員)

はい。(挙手)

(司会)

どうぞ。山本委員。

(山本委員)

この会議の目的とか、さっきの土木部長のお話にもありました、今の県の課題とか考えましたら笹原先生に会長をお願いするのがいいと思います。

(「異議なし」の声あり)

(司会)

異議なしのお言葉をいただきました。

それでは、笹原委員に会長をお願いしたいと思います。笹原先生、よろしく願いいたします。

それでは、笹原会長のほうから一言、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

(笹原会長)

高知大学の笹原と申します。前任の高知大学の農学部の西井先生を引き継いで会長を務めさせていただきます。

それで、新任の方が4名いらっしゃるんですが、前西井会長のもとの審議会の雰囲気というのを少しお話させてください。特に新任の方、これから審議を進めていくと「なんだ」と思われる、ちょっとがっかりされるところがあると思います。でも、そういう中でもやっぱり高知県の土地利用の監視を行うというのがこの会でございます。

無力感にとらわれず、言うべきことは言うというところでぜひお願いしたいと思います。同じ委員会を5年も10年もやってると途中で疲れてしまったりするんですが、疲れても言うというところをぜひお願いしたいと思います。皆さん、ご協力お願いします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、笹原会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(笹原会長)

そうしましたら、これから議事を進めていきたいと思います。

まず、初めに会長を決めたすぐ後でございますが、本審議会条例の第4条の第3項を見ただくと、会長の職務代理者を決めなければいけないということになっております。これは、会長に急なことがあった場合に、その代理として会務を総理するというお仕事をさせていただくのでぜひ決めておきたいのですが、これは、会長が指名するということになっております。

大学の先生が2名、今日は、松島先生ともう一人が玉里先生ですが、お二人の性格を考

えたうえで松島先生にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(笹原会長)

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、松島先生、会長職務代理者ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(松島委員)

新任になったばかりで代理者ということで十分なことできるかどうか心配でございますけれども、言うべきことを言いながら、もし何かあったときには会長に代わって職務を総理したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(笹原会長)

はい。よろしくお願ひします。

続いて、また今度は審議会の運営要領の第6条の第3項を見ると、会議録の署名人、これ、非常に重要なものですね、会議録ですから。これの署名人を選任しなければならないということでございます。これ、特に決め方、定められていないんですが、慣例により、会長からお願ひするという事になってございます。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

そうしましたら僭越ですが私からお二人指名させていただきます。小坂委員と松岡委員、お願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(小坂委員)

はい。

(松岡委員)

はい。

(笹原会長)

では、よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、実際の審議及び報告に入っていきたいと思ひます。

まず、本日の議題である「高知県土地利用計画の変更について」ということで、お手元

に諮問書の写しがございます。これは、高知県知事から私どもの審議会に対して諮問が来たということでございます。

諮問案件の質疑は1件ごとに事務局からご説明いただくと。その後、1件ごとにご意見、ご質問を受ける形で順次審議を進めていきたいと思っております。その後、今日は、諮問案件が6件ございますが、その全案件について委員の皆様のご了承が得られるようでしたら本日は一括して答申をまとめたいと思っております。

答申というのは、この審議会の名前で高知県知事に対して返す答えです。それをまとめたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局からご説明をお願いします。諮問案件6件ですね。

(事務局 北)

それでは、事務局を担当しております用地対策課の北でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、初めての委員の方もおられますので、その前に若干、土地利用基本計画等の関係につきましてご説明させていただいてから、議題のほうに入らせていただきたいと思います。ちょっと座って説明をさせていただきます。

それでは、会議資料のうち、資料2、カラー刷りの横の資料でございます。1ページをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。説明資料、資料2と書いてある色刷りの資料でございます。

まず、1ページを開けていただきますと、土地利用基本計画とは、国が定める国土利用計画を基本といたしまして、都道府県が策定するものでございまして、県土利用の基本的な考え方や方針を定めたもので、本県では、前回の国の国土利用計画の第四次改定を受けまして、平成23年3月に策定をしております。

次のページをご覧ください。

その役割につきましては、各個別法に基づいて定められる諸計画の上位計画に位置づけられておりまして、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方針を示すものとなっております。

また土地の取引や遊休土地に関しては、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度がございまして、土地の有効活用に対する指針となるものであるとともに、各個別法の規制についても、その基本方針を示すものとなっております。

次のページにその内容を記載しております。

計画書としては、土地利用に関する基本的な方針や都市地域や農業地域など、五地域に区分した土地利用調整指針を定めており、その五地域の範囲を示した5万分の1の図面で構成をされております。

次のページをご覧ください。

審議会へお諮りする時期について記載をしております。

個別法による地域・区域を変更する場合は、それと同時、もしくはその決定前に土地利用計画の図面を変更することとされています。ただし、森林地域の開発案件につきましては、その申請件数の多さや変更手続きを伴う頻度が高いことなどによりまして、全国的に例外的な取り扱いがされておりました、開発完了後、あるいは許可後の審議となっております。

その表の中をご覧いただきたいと思います。事業主体が民間事業者の場合は、1 ha 以上 10ha 未満であれば、事業完了後に審議事項としております。10ha 以上の事業規模が大きい案件につきましては、件数がそれほど多くないこともありまして、許可後の審議事項としております。国や地方公共団体など公的団体については、許可手続きを要しませんので、担当部署との連絡協議完了後としております。

土地利用基本計画の説明については以上でございます。

(笹原会長)

事務局からのご説明がございました。諮問及び報告の審議の仕方ということに関連するんですが、今までのご説明のところ、何かご質問等々ございますか。

森林法のもものは例外的な取り扱いということで、例えば、1 ha 以上 10ha 未満だと事後報告みたいな形になるので、何ができるんだと。もう完成しているじゃないかというようなところがございしますが、それでもやっぱり意見があれば言うというところはお願いたしたいと思います。あくまでも森林審議会は森林法に基づく審査を行っておりますので、私ども国土利用の審議会とは観点が違うというところもございします。そこはご理解いただきたいと思います。

何かございますでしょうか。

そうしましたら実際の諮問案件に入っていきたいと思います。

「土地利用基本計画の変更について(案)」ということで、諮問案件6件。これ、1件1件ですね。

(事務局 北)

はい。

(笹原会長)

事務局のほうからお願いします。

(事務局 北)

それでは、まず初めに資料1、こちらの「土地利用計画の変更について(案)」と書かれております資料から説明をしていきたいと思います。

これは、国で定めた様式でございまして、本日お諮りする正式な案、諮問書の別添資料



というものになるものでございまして、本日審議会で答申いただければ、正式に国に提出する予定でございます。

それでは、その内容について簡単に説明をさせていただきます。

資料を開いていただきまして、まず1ページ目は、都市地域、農業地域、森林地域など5つの地域区分の変更概要の総括表となっております。

左側が現行の面積で、今回変更する面積は真ん中の欄、上から3つ目の森林地域の面積が19ha縮小し、変更後の森林地域の面積は60万2,236haとなります。

次に3ページをご覧ください。変更地域別の概要として、今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由等を記載をしております。今回は、四万十町、高知市が3件、それから安芸市、津野町の合わせて6つの森林地域の縮小案件がございますが、内容については後ほど個別に詳しく説明させていただきます。

5ページをお開けください。5ページの計画書そのものにつきましては、今回記述する内容の変更はございません。

それから6ページをご覧ください。4市町・国土利用計画審議会への意見聴取の結果でございます。

(1)の市町村につきましては、四万十町、高知市、安芸市、津野町との調整結果でございますが、いずれも「特に意見なし」との回答をいただいております。

次の(2)国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関につきましては、本日のこの審議会でご答申をいただければ、その旨を記載し、正式に国に提出をすることになります。

7ページをお開きください。変更案件の補足説明で一覧表としております。

ページを少し飛びまして9ページからは、今回変更しようとする地域の土地利用基本計画図ですが、図面等で少々わかりづらい部分もありますので、これも後ほど資料2のほうを使って詳しく説明をさせていただきます。

以上、簡単ですが、資料1の「土地利用基本計画の変更について」にかかる説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、先ほど見ていただきました色刷りの資料2を使いまして、今回の計画図の変更とその内容について1件1件、説明をさせていただきたいと思っております。

資料2をお開きいただきまして、まず、この資料の目次となっております。本日、お諮りいたしますのは、2の「高知県土地利用基本計画の変更について(案)」の諮問事項と、そして3として、「林地開発許可等の状況について」の報告事項となっております。

5ページをお開きください。

今回お諮りいたします「土地利用基本計画の変更について(案)」は、ここに記載をしております6つの森林地域の縮小に係る案件となっております。

それでは、まず整理番号1の四万十町森林地域の縮小案件について説明いたします。次のページをお願いいたします。

場所は、右側の位置図をご覧くださいと、四万十町中央インターチェンジから国道56号線を東に進んだ四万十町仁井田地区でございます。森林地域の縮小面積は4haで、太陽光発電所造成工事により計画の変更を行おうとするものです。他地域との重複関係につきましては、農用地区域を含まない農業地域に指定されております。

次のページをご覧ください。

事業の概要は、民間企業Aが事業主体となりまして、太陽光発電所の整備を行うもので、平成26年11月に開発許可を受け、造成工事を行っていましたが、平成27年11月に工事が完了したことから、今回正式に森林地域の面積を縮小することにしております。

本案件につきましては、昨年度の第53回当審議会におきまして報告事項として説明をさせていただいた案件でございます。この事業の事業区域は約8haでございます。このうち緑色で着色した部分が残置森林として森林のまま残す部分でございます。黄色の矢印で示した箇所が、森林を切り開き造成工事を行いました区域となります。

太陽光設備にかかる概要といたしまして、最大出力は2メガワットで、年間発電量は一般家庭約800世帯分の266万キロワットアワーを見込んでいるとのことでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の写真が、前回報告をさせていただいた際に撮影をした写真でございます。下の段の写真が完了後の写真となっております。

整理番号1の四万十町森林地域の縮小案件についての説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(笹原会長)

そうしましたらこの整理番号1、四万十町森林地域の縮小、ここは太陽光の発電でございます。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

はい。

(委員)

小坂です。質問なんですけど、以前も多分お聞きしたと思うんですけども、四万十の分だけじゃなくて、全6地域すべてなんですけど、今回、森林からの除外ということで、ただ、他地域と重複しているのだから白地地域にならずに、この森林のほうから外れると、あと、この太陽光ですけど、農業地域、直截農地地域のほうになるという、そういう理解でよろしいんですか。

(笹原会長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局 北)

それはそういうことで結構でございます。

(委員)

ということは、これ、太陽光のパネルがあるんですけども、農地地域だから、太陽光は15年ぐらいしかもたないんで、その後は、どうなるかわかんけど農地地域というふうに、将来的には、変わらないと、そういうことでかまわないですね。

(委員)

農業地域というのと農地というのは範囲がちょっと違ってて。農業地域内の農地でいろんな転用規制とかかかっていますので、エリアとしての農業地域の中にある、エリアとして整理されている部分と、農地であるという部分は意味がちょっと違うと思います。

(委員)

国土利用計画上の話なので、農地法とはちょっと違うと思います。

(委員)

農地とは、現状農地ではないということ。

(委員)

ええ。それは十分承知してるんですけども、国土利用計画法上の農業地域に残るんでしようかと、そういう意味です。すべて、全部6地区。

(笹原会長)

ちょっとお待ちください。 課長。

(事務局 北)

森林地域としては、要するに外れるんですが、それ以外の地域としては残っているというような形になります。

(笹原会長)

委員、それでいいですか。国土利用法上の話ですね。

(委員)

そうですね。白地に何でならないのかなっていう。多分、前回もお聞きしたと思うんですけど。

(事務局 北)

森林地域だけですと、それから外れてしまうと白地になってしまうんですが、重複しておりますので、その分は残っておるということに。

(笹原会長)

質問の仕方を少し変えるといいかもしれません。

(委員)

同じことかもしれませんが、建築をしていると都市計画法というので言うと、都市計画区域内、区域外というのがあって、区域内の中に区域区分非設定地域というのがあって、市街化調整区域というのがあって、市街化区域があるんですが、で、今言われた白地というのが非線引き区域と都市計画区域外ということになるんですが、森林というのはもともとそうだと思うんですけども、農地の中には市街化調整区域というの也被まされてくるんですね。ですので、そのあたりがどういう形になるのかなというのが、私もこの地域の面積、引き算だけで足しているところがなくて、で、結末は一緒というのが、どうしてみんなこれがわかるんだろうと思ってすごく不思議に思いました。

(笹原会長)

例えば、資料1の1ページですね、今のお話。総括表ございますけれど、例えば、今の四万十町の例で言えば、森林地域からは4haでしたっけ？ 8haかな、出て行くと。ですから差し引き面積マイナスになってます。だけど、じゃあ、そのなくなったところ、白地になるわけじゃないんで、農業地域の中に入らんだったら農業地域プラスになるはずだろうということですね、わかりやすく言うと。

(委員)

両方かぶってたんでそのままということですね。

(笹原会長)

そうか。だから森林地域だけ消えたということですか。

(事務局 北)

そうです。だからもともと農業地域の中にはこの面積は入ってるので。

(笹原会長)

入っていると。ダブル計上。

(委員)

かぶっちゅうと。

(委員)

表の仕方が悪いね。

(笹原会長)

去年もこの表の見方でかなり。

(委員)

ちょっとまずいんじゃないですか、こう書くとしたら。

(委員)

84%。

(笹原会長)

今のお答えでいかがですか。お二人。

(委員)

この間、84切っちゃった気がする。

(委員)

切っちゃったけどまた増えちゅうき、どうしてやろうと？

(委員)

この間のときに84%切ったね、ついにつて。

(委員)

切ったねっていうのが前回。どうして数字って増えるんだろうと思って。手も挙げずに発言してますけど。

(笹原会長)

いいです。はい。

(委員)

増えるカラクリをちょっと別の方に伺ったら、農業廃棄で、これ、森林に加わってって  
いうので自然に、農業を放棄されると森林地域に加わったりする例があるから、だからパー  
セントは増えたりするんだって聞いたんで、この数字のマジックって本当に不思議やな  
と思いつつ拝見しておりました。

(笹原会長)

事務局、今のお話ございましたけれど、そういうことってあるんですか。

ちょっと私、思うのは、この1ページの総括表って、これ、計画なのでこれが変わると  
いうことであればやっぱり出てこないとおかしいですよ。だから森林地域に、例えば、  
農業地域なり、どこから来たかわかりませんが、昨年度は83.何%だったわけですね。覚  
えてないんですけど。それが84.8%に増えたということは、どこかから森林地域に入って  
こなければいけない。ですから、それがこの総括表の中に載ってこないとおかしいとい  
うことですね。

(委員)

この表をちょっとずらすとかしないと、重複しているところまで一緒に一覧で計算して  
いるから、ものすごくわかりにくくなっているような気がします。

(委員)

83プロジェクトになりますよね。

(委員)

84プロジェクトです。84%やなかったら困るがです。

(委員)

それを切ったからすごい印象に残っちゃうね。

(委員)

はい。

(委員)

それはこの計画ベースでいくとかいう、こういった指定のエリアの話ではなくて、実際  
の森林地域の統計を別途してるんじゃないですかね。

(委員)

この審議会で、この表で83.いくらになってたのを、前回見た。

(笹原会長)

そうだから、やっぱりこの総括表って計画なので、計画の数字が変わったのであれば、そこは理由を示さなければいけないんじゃないかなと思うんですが。どうでしょうか、事務局いけますか？

(事務局 北)

この表については、変更する面積というのはあくまでもこの審議会にお諮りする面積ということで、今回の案件、6件を足したものが19haということで書かれてあると。すいません。先ほどのお話で、差し引きで計算をするとこうなるという形で、要は、今回かけられない案件というのはここには出てないというふうにご理解をいただいたらと思うんですけども。

(委員)

すみません。年寄りが昔のことを覚えていてぐだぐだ言ってるようで申し訳ないですけども。前の審議会に出た数字と違っているものが出たときには、少なくともその差異というものは示していただきたいです。それがないと何かつじつまが合わないような気がします。

(笹原会長)

これ、単なる表というより、計画の一部なので、やっぱり昨年度のもの今年のもの、右左に比べたときに、「なんだ、この数字は。現行って言うけど、去年と違うじゃないか」というところは、今、岡部委員のご説明であるように、少しやっぱり。詳しい説明でなくてもいいのかもしれませんが、「こうこうこうだ」ということはやっぱり説明が必要じゃないですかね。

(事務局 北)

すみません。そしたら、今ここですぐ精査というわけにはいきませんので、あらためてまた何らかの形でお知らせするというところでよろしいでしょうか。

(笹原会長)

そうですね。お願いできますか。

(事務局 北)

はい。

(笹原会長)

そしたら委員と委員、そういうことでよろしいでしょうか。

(委員)

その話じゃないんですけど。

(笹原会長)

ちょっと待って。今の話はもうこれでいいですか。

(委員)

それ、OKです。はい。

(笹原会長)

わかりました。そしたら今の話はこれで。

ちょっと事務局のほうからまた新しい情報をいただくと。あとは、この総括表って法律で定められた様式で、余計なことは書けないんでしょうけれど、やっぱりそういう説明みたいなやつ、今後書き加えていただけるようであれば、少しご努力をいただきたいと思います。詳しいことはあまり書かなくてもいいと思いますので。

はい。そうしましたら。小坂委員、新しいお話を。

(委員)

はい。これもまた重複の関係ではあるんですが、結局、いつも森林地域の分だけの変更、出てくるんですけど、重複の部分で、例えば太陽光で半永久的に農地として使わないのであれば、農用地という利用区分でもないのかなというので、何でいつも森林だけがこの審議会にかかるのか。審議会にかかる何か基準があるのかなと思って、その部分についてお尋ねしたいと思っています。できるだけ、太陽光にしろ、森林を新たな別の用途にする場合には、いきなり……、個人的な意見では白地にすべきではなくて何らかの自然的な利用形態にすべきだということで、重複していることについては個人的には全然問題がないんですけども。

(笹原会長)

転用先の区分ということですかね。

(委員)

そうですね。転用先の区分。こちらのほうは明らかに太陽光の雑種地になっているにもかかわらず、農用地を外さなくてもいいのかという。



(農業・担い手対策課 田岡補佐)

すいません。農業・担い手対策課の田岡と言います。

(笹原会長)

お願いします。

(農業・担い手対策課 田岡補佐)

私どもの課で農振法とか、農地法のことを担当していますので、先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

そもそも農業振興地域というのが、いわゆる農振法の中で、略して農振区域って言いますが、農業振興地域というのは決めています。それは、県内、例えば農用地区域の保全と直接関わりのない山林林野の区域は、その農業振興地域には入れてないですけど、それ以外の区域というのはすべて入れてます。

あと、それと、それから例えば、県内のゴルフ場とか、それから港湾の区域とか、それは法令上定められているところは、農業振興地域に入れなくてくださいということで、定められていますので。今回の四万十町のこの太陽光の部分は、森林の区域と、それからあと、農業振興地域の中のいわゆる農用地の区域も一部ございました。その部分は、うちの農用地区域から外さないといけないので除外の申請も来て、それでその部分は転用許可もされてたんですけど、全体的には森林の部分の区域が多いですので、今回の四万十町については、それはそちらの法律で手続きはしております。

したがって農業振興地域自体は外すという話にはなりません。ですから大規模な、県境なんかにはずっと、山岳地帯にずっと森林がありますよね。そういうところは外してるんですけど、県内の農業振興地域というのはそういう大規模な森林以外の部分というのは、すべて農業振興地域に入れてますので、ここで太陽光ができたから農用地から外したとしても農業全体の農業振興地域の中には引き続き入っていますので、面積的には変わってないということになります。以上、説明おわかりになったでしょうか。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

委員、どうですか。

(委員)

結局、農振法のほうの個別法で除外ということであれば、そちらのほうは。

(農業・担い手対策課 田岡補佐)

市町村の整備計画もございますので、市町村が全体見直しするときに、例えば農業振興地域を外したいという計画が出てくれば、それは別途うちのほうで承認するという行為があるんですけど、その全体計画自体が10年に1回ぐらいのペースでしか見直ししてないので、前回は市町村、平成23年ぐらいに見直ししてます。まだ10年経っていませんので、10年後にはまたそういう形で見直しがひょっとしたら出てくるかもわからない。

(笹原会長)

まとめてということですね。

(農業・担い手対策課 田岡補佐)

そうですね。

(笹原会長)

わかりました。

(農業・担い手対策課 田岡補佐)

だから農業振興地域の面積自体は全然変わらないという状況です。

(委員)

わかりました。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

委員。少々お待ちください。マイクを。

(委員)

ちょっと疑問に思ったんですけど、後からの説明でわかるのかもしれませんが、この地域とか、いろんな地域の数字って、用地対策課が決めてるんじゃないんですか。

それぞれの担当の部署からあがってくる数字なんです？ 例えば、林業課とか。国土利用計画法で、ばんばんって線引きしたときに、それで用地対策課が面積を算出してるんじゃないんですか。

(事務局 高橋)

ここに出ている数字はずっと引き継いできているもので、各個別法の持っている数字と、実は乖離があります。この乖離については、どうかということで、私どものほうが国交省のほうに問い合わせをかけましたが、国交省としては、その乖離は極力なくすようにということではありますが、現時点で私たちが心配しているほどのことを思っただけでいいように、とにかく、計画図を変えるものについては、ちゃんとあげてくださいということでしたので、実は乖離のことも課題ではあると思っていますが、数字の精査はしていないというのが現状です。

(委員)

重複は別に構わないんですけど、この数字の把握を一体どこがやってるのかって。用地対策課がしていればね、すぐに答えれることだと思うんで。そのへんも説明を次回いただければと思います。

(笹原会長)

引き継ぎということなんで、多分、要は中身真っ暗でよくわからないというところだと思うんですが。先ほどの国交省の国土計画局の答えというのもお手上げだよということでしょうから、ちょっと事務局のほうでご努力はお願いできますでしょうか。

(事務局 北)

それからもう一点、ちょっと追加でお答えしますと、森林のほうがあがってくるというのは、実は、森林のほうは、1ha以上の森林の縮小があった場合には、森林審議会のほうにかけるということになっておりまして、それで、そのたびごとに森林に関しては整理をしておると。ほかの法律の関係については、必ずしもそういうふうな形にはななくて、さっきちょっと説明がありましたけれども、一定のスパンで変更したりすることがあるものですから、どうしても森林だけがずっと変わっていったというような形に見えてしまうというような状況があるのは事実だと思います。

(笹原会長)

はい。わかりました。そういうことだと、多分、森林地域は毎年真面目に出てくるけれど、ほかの。まあ、森林が真面目すぎるのかもしれませんが。やっぱり粗密が違ってくるといことになりますかね、例えば、今の全体の面積がどうだということ。

(委員)

森林が真面目というよりも農地の転用とかに関しては、農業委員会、一定面積になったら県知事のほうで検討してますので、許認可で。そういった、別のところで農地自体は転

用許可を出してるんですよ。審査をしてるんです。ここで出てくるのは、あくまでも農業振興地域の変更にかかわる議案しか出てきませんので、その意味で農地の面積がずっと減り続けてるんですけども、農業振興地域、農業地域のエリアは変わってないのが今の実情だと思います。地域エリアの設定と農地の設定の仕方、農地が転用されるか、転用しないのかで、おっしゃられるとおり市街化区域内の農地も当然ありますので。ただ、農業振興地域の適用範囲には市街化地域内の農地も入ってますので、転用するときにはひょっとしたら許可申請が要るのかもしれない。

(笹原会長)

その話はわかるんですが、先ほどの委員のお話、要は、トータルの面積、どう使われているんだというところをつかもうとすると、やっぱりその農業地域の中等々、農業振興地域の中等々まで見ないとわかりませんよということですね。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

どこまでできるかというところがございますので、なかなか難しいのかもしれませんが。

(委員)

実際の農地面積はここに出てる数値の10分の1以下ですから。だから広い範囲が農地じゃない部分、農用地じゃない部分がほとんどだ、90%ぐらい、90%以上は山林とか、原野とか、そういったものであるということです。

(委員)

県ってそういう面積つかめてないということですか。

(委員)

農地としての面積はつかめてるんですけど、それ以外の面積を一定範囲……。

(委員)

そうですね。農地以外の。

(委員)

一定範囲指定してるだけなんで。

(委員)

グレーゾーンがどこかにあるという？

(委員)

グレーというよりも、エリアとして指定しているんであって、そのこの用地の実態がどうなっているかというところのあれはしてないと思いますね。

(笹原会長)

おそらくこの1ページの総括表の各5地域ごとにそういうグレーなところがあって、全部わからんというところがあると思うんですが。とりあえず、そうですね。もうどうしようもないところもあるので、今後の課題ということでまとめさせてください。

ただ、そういう問題があるよねということは、皆さん、ご認識いただければ今後の議論に役に立つと思います。ちょっと、これ、もうこれ以上なかなか議論ができそうもないので。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうしましたら次の整理番号2の案件、いきましょうか。じゃあ、事務局、お願いします。

(事務局 北)

すいません。それでは、審理番号2の高知森林地域の縮小案件についてご説明いたします。9ページをお願いをいたします。

場所は右側の位置図をご覧ください。蒔絵台を北に入りました高知市春野町内ノ谷地区になります。内容は、森林地域の縮小面積が3haで、変更理由といたしましては、グラウンドの造成のため、計画の変更を行おうとするものです。他地域との重複関係につきましては、都市地域（市街化調整区域）と農用地区域を含まない農業地域に指定をされております。

次のページをお願いをいたします。

事業の概要としましては、民間企業Bが事業用地の造成を目的として平成20年10月に林地開発許可を受けたものを、平成27年1月に学校法人Cが地位承継をし、平成28年6月に工事が完了したことから、森林地域の面積を縮小することとしたものです。この事業の事業区域は、約4.5haとなっております。少し見づらいですが、茶色の実線で囲んだ約3.4haが形質が変更される区域となっております。

次のページに現地の写真を掲載しております。野球場、サッカー場などを整備しております。

整理番号2の高知森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そうしましたらこの整理番号2、学校法人Cのグラウンドですね。いかがでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

この民間企業B、よく名前が出てくるんですが、今回も平成20年にこの多分、林地開発許可は土取り場としての許可を取って、フラットにして、今度、学校法人Cのほうに売却するという形になってるんだろーと思っております。この図面を見ますと、この地区は非常に、下が、真南が蒔絵台、それから西が南ニュータウン、それから東が横浜団地、この3箇所隣接してる地域で、ここ、前からやられてる工事、土捨て場で取ってるのは知ってましたが、この等高線を見ると、これもう相当この高度というか、高さが高いところをカットしてるということ。

これ既に、平成20年の段階では、要はこの3つの造成地で、家はほとんど建ってたという状態だったと思っております。僕が言ってるのは、この住宅の隣接地でこういう山を切って、その後、グラウンドに利用するということはわかりますが、山を切る場合ですね、通常、われわれ、不動産業の中では、山をカットして手を加えたら、後で建築確認を取る場合に、がけ条例に抵触するという可能性が出てくると。山の3mを超える山で手を加えて、それから勾配が30度、この場合、がけ条例に抵触するという問題も出てくるんで、この住宅地に非常に、これ、隣接してますが、そこらの計算は大体。これ、都市計画法とか、砂防法とか、そういう法律が関係してくるんですが、そういうのは計算は大体されてますか。この、非常に、僕の言ってるのは住宅、特に蒔絵台はすごい隣接されてますが。

(笹原会長)

これは多分、原課のほうがいいでしょうかね。都市計画課か、森林だから治山林道課さんになるんですかね。

(事務局 畠中)

用地対策課の畠中です。林地開発の許可を受けてますので、治山のほうの森林法の技術基準に当然照らして造成されていると思うんですけど、詳しい内容はちょうど治山林道課が来ていますので、説明があると思います。ただ、下のほうに調整池なんかは造っていますので、われわれが確認した範囲でもちゃんとやってるんだなど、そういうふうに現地確認はしています。

(笹原会長)

治山林道課さん、いかがでしょう。

(治山林道課 山崎チーフ)

治山林道課です。今、言われたように、林地開発の基準に基づいて勾配や調整池など森林法の基準を満たした開発にはなっております。ここは高知市ですので、高知市の都市計画課のほうで造成が終わった後に、都市計画法は、かかるとは聞いております。

(委員)

ちょっと待ってください。ポイントは、これ、もともと全部、ここらは調整区域で、それぞれ年代別に開発許可を取って宅地造成してやった隣接地で、その山をまた林地開発で開発許可を下ろしてやる場合は、今までその周辺の住宅地が後で影響してくるということなんです。

というのは、実際に、山、山林を、木を切った段階で今の県とか、高知市の建築指導課はがけ条例に抵触するかどうかは、一級建築士、二級建築士の判断を仰ぎますというふうな指導をしてるんで、やはりこの隣接地にこういう住宅地が非常に接近している場合。これは、林地開発はまた課が、国土利用計画課とは違いますが、やはり後でがけ条例に抵触するということに、例えば、この蒔絵台がなった場合は、住民が今まで木造が建ってたものが建たなくなる可能性があるとかいうような、これ、建築基準法とか、都市計画法であるということで、やはり、当初の林地開発を出すときに、そこをちょっと念頭に置きながら。あまり引っ付いているところを土を取らずと、僕の言う、がけ条例。

がけ条例というのはご存じですか。それまた、一度ちょっと確認していただいて。やはり今後、こういう国土利用計画法は関係ないですが、僕の言ってるのは林地開発を出す場合は、隣接地に住宅が控えている場合、土砂災害警戒区域とか、急傾斜地危険崩壊区域とか、それからがけ条例とか、いろいろそれぞれの法律に抵触する可能性があるから、そこもやっぱり注目しながら、こういう開発許可を下ろしていかないと、後で住民訴訟が起こる可能性があるかなというふうに。さっき見て、この隣接が非常に近いということで感じました。以上です。

(笹原会長)

事務局のほうから少しコメントを。

(事務局 北)

こういう開発の案件につきましては、治山林道課さんとか、あるいは防災砂防課さんとか、そういうところと情報交換をしながらやっております、何か条例に引っ掛かるとか、あるいは、何か問題があるというケースについては、それぞれの課のほうで対応しておるというのが実態でございます。

いろんなご意見があって、そういうのはどうなのかというご意見もあるかと思うんですけど、一応、条例なり、それから法律なりに抵触をしてないという状況の中では、開発ということをもったくできないという話にもならないという状況で、そのところは、一応、情報はある程度、横の各課で連絡調整はしておるということでご理解いただけたらと思うんですけど。

(委員)

条例に抵触していないということですね。

(事務局 北)

ええ。

(笹原会長)

今のところ、非常に重要なところで、治山林道課さんは森林法が担当なので、例えば、がけ条例とか、急傾斜地崩壊何とか区域とか、土砂災害警戒区域、これは口が出せない領域ですから、やっぱりそれは何も言えない。ただし、そういうときに、先ほど事務局の課長のほうからあった情報共有をするというところですね。「これ、やばそうだね」と、防災砂防課に合議はできませんけれど情報提供すると。そういうところは、これは事務局というよりは、治山林道課さんとか、構えておられる方に聞きたいんですがいかがでしょうか。

(治山林道課 松寫課長)

治山林道課ですけれども。例えば、高知市の場合があると思うんですけど、大体、県のほうで森林法に基づいて、許可を出す場合、必ず市町村長さんのご意見を伺うようにしています。高知市の場合ですと、ある課に出すと大体全部の関係する課のほうに全部照会をさせていただいていると思いますので。

先ほど言われましたけれども、それを全部こっちのほうで、取ったかどうかという確認はできないんですけど、最終的にすべての条例なり法令にかかるものがOKにならないと現場は進んでいきませんので、それは個々の部分でやられているというふうに認



識しておりますし。県庁内につきましても、先ほど事務局のほうからありましたように、関係する条例ないしについては、個々に情報交換して、その規制について確認はさせていただいております。

(笹原会長)

ということで、委員、どうですか。

(委員)

ちょっと。言われてる意味はわかりますが。

そしたらですね、この住宅地がこういうふうに接近している場合、最低でも国土利用審議会で関係ないという判断でなしに、僕の言うように。そしたら土砂災害警戒区域とか、それから特別警戒区域とか、それから急傾斜地危険崩壊区域をある程度明示して。やはりそれがこの急傾斜地危険崩壊区域に住宅がかかってないから、ここを売買することも、安全性はあまり欠かないとかいうふうに考えられることもありますから、一応、今後こういう住宅地が背景にたくさん控えているところは、そういう、今、線引きは県で、砂防課のほうで全部されてますから、一応、それも一緒にここ、地図だけ赤で入れるとかいうふうな。山も全部かかっているんですよ、この周りは、土砂災害警戒区域なんかには。

これ、一応、今後可能であればそういうのも入れておったらどうでしょうね。

委員の方も結局、この裁量権でそこはわからずに賛成ということになって、現実そういう災害地域の中を売買しましたよと。実際調整区域、この後、グラウンドから、ものによったら建築物も建つという可能性が出てくるんで、これ、一応そういう明示をしておけば、ある程度納得できるというか、安心感が出てくるんじゃないでしょうかね。

(笹原会長)

そしたらこれは、治山林道課さんというよりは事務局ですね。例えば、今、委員のご意見にありましたけれど、これ、土砂災害警戒区域、かかっているの、ここは？

(委員)

いや、多分、かかっているでしょう。この。

(笹原会長)

いや、まだ多分かかってない。

(委員)

かかってないですか。

(笹原会長)

うん。

(委員)

まだチェックしてないの？

(笹原会長)

うん。遅れてるから。遅れてますんで。

(委員)

急傾地はどうでしょうね。

(笹原会長)

急傾は多分、これはかかっていないと思う。

(委員)

かかってないでしょうかね。

(笹原会長)

うん。ただ、まあ、ここは委員、場所をご存じなので危惧されてるんだと思うんですが、それはそれとして、今のお話のあった、例えば、こういう住宅地に近接している場所とか、防災上危なそうなところということですかね、例えば。

(委員)

そういうことです。

(笹原会長)

防災上だけじゃないと思うんですが、そういうところでは。

(委員)

いや、このね、南タウンは既にかかっているんですわ。

(笹原会長)

ちょっといいですか。そういう国土利用計画上の区域以外でも、例えば、9ページのこの地図になるんですかね。ここで、これとか、10ページの絵になるんですかね。このあたりにそういう例えば土砂災害警戒区域とか、急傾斜地危険崩壊防止区域とかいうのを書い

ていただけるとありがたいということになると思いますが。これ、どうですかね、事務局さん。可能でしょうか。

(事務局 北)

ちょっとこの図にきれいに載せることができるかどうかというのは、ちょっと個別の案件を見てみないとわからないんですが、できるだけ、今お話があったようなことについては、こちらにあげる段階で確認はしておくような形にはしておきたいと思います。で、ご説明の中で、そういうことはできるだけ加えていきたいということです。

(笹原会長)

確か3年ぐらい前にイオンのそばの案件で、ここは急傾斜地危険崩壊区域はここまでですという、確か線が引いてあったかな。そんな例もありましたね。

(委員)

ありましたね。ありました。ありました。

(笹原会長)

ですから、これはできるだけそういう明示が可能であればしていただくということしかないのかなという気がします。

(委員)

そうですね。はい。

(笹原会長)

高橋さん、何かある？

(事務局 高橋)

すいません。資料を作る者としては、地図をこれに重ねるのはちょっと厳しいかなとは思っていますが、警戒区域の出している地図をこれに資料として載せるということは可能ですので。そこは次回からは。

(委員)

南タウンは指定されてます。左側ね。それ、調べたらすぐわかります。

(笹原会長)

可能な限りということをお願いしたいと思います。事務的に無理なところもあると思

ますし。土砂災害警戒区域、どうかな。わかんないな。そうか。調査は終わってるはずだな。土砂災害警戒区域は、調査は終わってるけど公示されていないという可能性もございますね。ちょっとそこは防災砂防課さんに聞いてみないとわかんない世界ですので、今ここでは何とも言えない。

(委員)

ええ。わかりました。

(笹原会長)

はい。じゃあ、ほか、いかがでしょうか。どうぞ。委員。

(委員)

先ほどありましたけど、民間企業Bってよく聞くよね、ここ、よく見るよねっていう話があったんですけど、民間企業Bが工場事業用地の造成のために4.1ha 開発されたときには、この国土利用計画審議会にはかかったんでしょうか。

そのときは、森林のまま、これは工場・事業用地の造成ということで、今まで森林できたということですね。今まで森林のままだったけれども、今回、グラウンドにするために、今まで土捨て場になっていたときには森林だったけれども、グラウンドにするときに初めて森林でなくなるということなんでしょうか。

何か、そこがちょっと疑問なのが、民間企業Bというのがよく出てきますけど、いろんなところが、何て言ったらいい、法をかいくぐってと言うとすごく申し訳ない言い方になるけど、森林を損ねるような開発をして、しばらく置いてほとぼりが冷めたころに売買するみたいな、そんなことが起きてるのかなって、ちょっと心配になったので、ちょっとお聞きしたかったですが。

(笹原会長)

これは。はい。治山林道課さん、お願いします。

(治山林道課 松寫課長)

治山林道課のほうでお答えしたいと思いますけれども。確かにそんなふうには見えるんですけど、手続き上、林地開発の工事が完了した段階で森林区域から外れるようになります。つまり、5年ぐらいかかっている工事も、実際森林という扱いなんですけど、現場は道路工事の状態なので。極端に言いますと、20年、30年ぐらい、例えば石灰を取ってる鳥形山なんかあります。あそこも法律上はまだ森林です。完成した後で外れるようになりますので。だからイメージとして木が生えているところ全部、そうなんですけれども、完成した時点で外すようになりますんで、ちょっとそこらへんが、現実と若干違う部分が出てき

ますので、そこらへんちょっとご了解いただきたいと思います。

(笹原会長)

そういう手続きだということで。ただ、大事なのはその間にちゃんと行政として見ていればよいということだと思うんですけど、それはチェックというのか。

(治山林道課 松嶋課長)

そうですね。例えば、開発なんかも20年、30年かかったとしても、2年とか3年、5年区切りで切って、そのたびに延長の手続きやったりとか、変更の手続きしてますので、ずっと放っておきっぱなしということではありませんので。

(笹原会長)

ではないんですね。はい。わかりました。

ですから、森林じゃないのに森林区域として残ってるというところはありませんけれど、法律上の問題である意味致し方ないかもしれません。問題はそれをちゃんとチェックする機能があるかどうかですね。今の治山林道課さんのお話を聞くとそういう仕組みがあるということですので、とりあえずあれですね。

ほか、ございますか。

そうしましたら、次、整理番号3番ですね。また同じく、今度は学校法人Dのグラウンドです。お願いします。

(事務局 北)

はい。それでは、12ページの整理番号3番の高知森林地域の縮小案件についてご説明いたします。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、旭グリーンヒルズの北西側、高知市尾立という地区になります。森林地域の縮小面積は6haで、変更理由としてはグラウンドの造成にかかる他用途転用により、森林地域から除外しようとするものです。他地域との重複状況につきましては、都市地域（市街化調整区域）と農用地区域を含む農業地域が重複しております。

次のページをお願いいたします。事業の概要といたしましては、学校法人Dがグラウンド整備を目的として造成工事を行ったものです。本件については、昨年度の第53回当審議会において、これも報告事項としてご説明させていただいた案件でございます。

この事業の事業区域は、約9.6haとなっております。このうち、黄色で着色された範囲が土地の形質を変更する森林区域です。事業は平成28年2月に完了しております。

次のページに写真を載せております。上段の写真が前回報告をさせていただいた際に撮影をした写真で、下段が現在の完了後の写真となっております。

整理番号3の高知森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(笹原会長)

はい。そうしましたら整理番号3、高知森林区域の縮小でございますが、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

(委員)

ちょっと質問ですけど。

(笹原会長)

はい。委員。

(委員)

この航空写真で青い線は多分道路だと思うんですけど、これ、道路ですよ。

(委員)

高速道路じゃないですか。

(委員)

いや、違います。高速道路じゃなくて、青い細い線がありますよね。これ、真ん中走ってるんですけど、もともと何か事業してる用地か何かだったんですかね。これ、もともと私道になるんですかね。どこかつけ替えしてくれたんですかね。

(笹原会長)

この青い線は何でしょうかということですね。

(治山林道課 中川主幹)

それはうちの森林計画図です。

(笹原会長)

ですよ。56番って書いてあるから。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

だから高速道路の太い線とは違うと。細いほうは森林計画区域の境界であるということですね。

(委員)

わかりました。ここって、何か森林でしたっけね。よく覚えてないけど。何か、この辺り通れたような気がしたんやけど。

(委員)

通れますよ。ちょこっとだけ狭い道があって、田んぼがあって。今は当然ないですけど。

(委員)

こっちの隣の地図を見ても、何か中に道。まあ、道があればつけ替えしてるんですよ。

(委員)

道があるね、これね。

(委員)

ねえ。何か前に通れたような気がしたんやけど。まあ、それは多分、あればつけ替えしてるんだと思うんでいいんですが、笹原先生にお聞きしたいんですけど、さっきのところもそうなんです、こういうところでグラウンドにするって何か影響、出ないものなんですかね。大雨のときとか。

(笹原会長)

はっきり言うと、個別具体の現場を見ないとわからないというのがお答えになるんですが。例えば、整理番号2番、委員が非常にちょっと問題視されているというところがございます。これ、私も正月に通って、あまり詳細な説明は差し控えますが、ウツと思ったところがないではない。

そうですね。いろいろあるんですが、例えば、13ページの図面を見ると調整池、造ってるんですね。形質を変更する森林という黄色い枠があって、その下を見るとブルーで塗ってあるところ、これが調整池なんですね。つまり、大規模開発するときには、ある一定の面積以上ですと、大雨が降ったときに悪さしないように必ずダムを造るというところで、それが十分かどうかというところはございますが、一応水利計算をやってダムの大きさも決めるということがございますので、少なくとも水の量、洪水とかに関してはチェックはしていると。これ、私も昔役人のころ、やったことございます。

あとは、例えば、先ほど委員が問題視されていた土砂災害とか、そのへんはまた、先ほ

ど治山林道課さんがおっしゃった、例えば高知市であれば関係各課が見ていると。そういう中で検討していただくということになるのではないかと思います。

(委員)

まあ、多分大丈夫だろうということですね。

(笹原会長)

まあ、うん。あんまり。おそらく、特に学校法人Dのグラウンドは、谷を埋め立てているようなところもあるので、谷を埋め立てないとこんな広い土地できないんですよね。ですからちょっと不安感があるというところもございしますが、一応、関連する役所の目は、審査という意味ではなくて、先ほどの例えば、高知市の例であれば、土木とか、そういうところの目は通っているということになるかと思います。

(委員)

わかりました。

(笹原会長)

本当に危なければ多分、こんなところにあげてきません、おそらく。

(委員)

あまり大きな問題ではないと思いますが、一つだけ。先ほどの整理番号2は、事業主体が学校法人Cで、林地開発許可は民間企業Bがっているの補足説明であるんですけども、こちらの整理番号3のほうは林地開発許可とか、そういう情報がないのはなぜなのでしょう。

(笹原会長)

そうか。書き方が違うんだな、これ。

(委員)

そうなんです。書き方が違うなあと。

(笹原会長)

10 ページを見ると事業主体の下に「林地開発許可」って書いてある。今度、13 ページを見ると「変更に係る補足説明」。

(事務局 高橋)



すみません。ちょっと治山林道課のほうから。

(笹原会長)

お願いします。

(治山林道課 松寫課長)

森林法に基づく林地開発許可、大きく実は2つあります。通常の民間が行うのが林地開発許可ということで、その他、地方公共団体がするときは、正式には林地開発許可の申請じゃなくって、中身は書類審査は一緒なんですけど、協議という格好になります。厳密に言うと、こういった学校法人というのは、その他の公共団体のほうになりますので、あえて林地開発許可申請という言葉を使っていません。ただ、中身につきましては、同じような書類を提出していただいて審査をしておりますので、ちょっとそこらへんの表現が変わっておりますので。

実は、学校法人Dのほうももとは民間の会社がやっておりますので、最終的には同じように学校法人なんですけれども、もともと民間がやっていた関係で、ここはちょっとそのまま開発ということで、開発申請ということで処理しましたけれども、通常最初から学校法人Dがやるのであれば、協議ということで林地開発許可のなかった案件になろうかと思えます。というような、2つの、ちょっと細かいですけども分かれ方になっておりますので。

(委員)

すみません。細かく質問してすみません。

(笹原会長)

今のご説明で、審査の内容はほぼ同一であるということですね。

(治山林道課 松寫課長)

そうですね。

(笹原会長)

わかりました。安心しました。

ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、よろしいでしょうか。ちょっと時間の関係もございますので。そうしましたら次の整理番号4ですね。安芸森林地域の縮小、これ、国交省ですね。お願いします。

(事務局 北課長)

続きまして、15 ページの整理番号 4 番の安芸森林地域の縮小案件についてご説明いたします。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、内原野公園の西側、安芸市井ノ口地区になります。森林地域の縮小面積は 1 ha で、変更理由といたしましては、残土処理場の造成にかかる他用途転用によるものです。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次のページをお願いいたします。整理番号 4 の事業の概要でございますが、事業主体は国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所で、平成 22 年 3 月に公共事業の残土処理場の造成にかかる開発協議を受けて造成工事を行っております。跡地の利用については、安芸市が活用するとお聞きをしております。

この事業の事業区域は、全体で約 3.6ha、図面の茶色の部分が形質を変更する森林部分になっております。事業は平成 27 年 9 月に完了しております。次のページに完了後の写真を載せております。

なお、この案件につきましては、本来ならば平成 22 年度の当審議会において諮問されるべき案件でございましたが、手続きに漏れがございまして、今回工事完了後に諮問となったものです。

整理番号 4 の安芸森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(笹原会長)

はい。そうしましたらご意見、ご質問、いかがでしょうか。

最後、ちょっと気になったところがあったんですが、本来平成 22 年に諮問すべきだったけれど、手続きの漏れがあつてうんぬんというところ。そこをもう少しご説明いただけますでしょうか。

(事務局 北)

最初にちょっとお話しをしましたページをちょっと前にさかのぼっていただいて、4 ページ、変更案件の審議等の時期についてということで先ほどご説明をいたしました。

これは、先ほど言いましたように、事業主体が国土交通省四国地方整備局の土佐国道事務所でございますので、国でございます。その表で言いますと一番下の部分にあたるわけでした、開発規模が 1 ha 以上の場合は、先ほどちょっと治山のほうからも説明がありましたが、森林審議会はございませんで、国土利用審議会へあがってくると。それは連絡調整完了後、審議ということになっております。

で、先ほどの資料 16 ページを見ていただいたら、連絡調整済みの年月日というのは、平成 22 年 3 月 18 日になっておりますので、先ほどご説明しましたように、22 年度の、本来ですと、23 年のこの審議会で諮問をされるべき案件でございましたが、ちょっと理由はは

つきりしないんですけれどもそのときにこれが漏れておりまして、今回、事業が完了したことであらためて諮問にあがってきたというようなことでございます。

(笹原会長)

はい。わかりました。ちょっとそのミスのところの問題なのかなという気はいたしますが、いかがでしょうか。

これ、そうですね。4ページのこの表をあらためて見てちょっと不安に思うのが、国とか地方公共、要は役所であるということで、連絡調整でいいと。森林審議会を通らない、経ないということなんです。役所だから大丈夫だろうという、これ、森林審議会的にはどうか、これ、要は、当審議会のみで審議ということで大丈夫なのだろうか。

要は、当審議会ですと技術的な検討をあまりしないですね。森林審議会ですと、治山林道課さん等々が技術的な審査もしておられますよね。そういう、森林審議会の事務局で行っているような技術的な審査というところを、例えば、この国・地方公共団体公的機関の連絡調整では、用地対策課さんというか、土木部がされているのかどうか。このへんはいかがでしょう。ちょっと不安がございますが。

(事務局 畠中)

用地対策課です。連絡調整であっても技術基準自体は林地の基準で見ていると思います。用地対策課のほうで技術基準を見るような仕組みにはなっておりません。もし、そういう案件が出てきたら都市計画課の職員を兼任していますので、そちらのほうで確認するような形にはなるとは思いますけど、今までそんな案件はございません。

(笹原会長)

そしたら基本的には、この原因者である役所のほうで技術基準を守っているというふうに見なす。

(事務局 畠中)

当然確認していると思います。連絡調整であっても内容の審査自体、変わるものではないと思いますので。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。どうぞ。

(委員)

大山道路の残土処理場というので、ああ、そうかと。先日、私、奈半利方面向いて大山道路を使って行ったばかりだったので、ああいうふうに新しい道ができるイコール残土の処理場というものもどんどん、どんどん必要になるのだなというのをあらためて今日感じたことなんですけども。

高知県の東部のほうって、これからもっともっと道路が整備されていって、きっとその道路の整備だけでも随分環境は変わったり、森林も用途変更がされたりとか。計画があるっていうことは、もう一方では計画変更っていっぱいあるだろう。そして、道路ができる分の残土処理場の候補地というのもすごいあると思うんですが、この高知県の土地利用がどうあるべきかというのを考える審議会であれば、全部それが終わってからの追認というより、やっぱり、きっと計画はもう出来上がっちゃうがやいなろうかと思うんですけど、その段階で高知県の東部のほうでは、道路がこういうふうに計画されている、残土処理はこういう方面に計画されているというのをもっと早めに、早めに審議できる場であってほしいなと感じています。

特に、今回の安芸森林地域の縮小ってというのが、割と緑の部分を実際に川筋に沿っての形だと思うんですが、ちょっと別件の河川委員会のほうでも安芸川の改修っていうので先日、ちょっと資料を見せていただいたときに、かなり綿密な詳細な環境アセスメントがされていて、この川筋に棲まう動植物、川の生き物というのがすごく詳細に調査されていました。そして、野鳥のすみかというのもこの近隣の山林地帯には多くコロニーなんかもあるという報告を受けてるんですけど、そういうところとの調整ってちゃんとついでやろうかと。多分、これからどんどん残土処理の森林地域の開発というのは増えていくと思いますので、そのへんがどういうふうに連絡調整されているのかなというの、ちょっと心配になりました。

(笹原会長)

これは事務局、わかり得る範囲で、いかがですか。

(事務局 畠中)

同じ話になるんですけど、連絡調整ということで中身自体は林地開発と同じ視点で見てるはずですので、先ほど治山の課長のほうから説明がありましたように、一定、関係する市町村とか照会かけて、森林法以外の法律とか、いろんな基準に引っ掛かるところがあれば、当然審査済みのものだと思いますので、この安芸の残土場で、もし環境的な調査が必要であれば当然その調査が終わるまで触れないということになりますので、規模自体はそんなに大きくないんですけど、そういった法令的なところはここに上がってくる以上は一定クリアはされていると思います。

(笹原会長)

国交省の関係者の私からちょっと話をすると、例えば、こういう高速道路とか、大きな道路建設をするときには、残土処理場を探すという仕事をまずします。こういう建設が始まる前には、計画段階でアセス、打ちますし。アセスというのは、環境アセスだけではないですね。いろいろチェックをいたします。ですから、原因者側の設計はそういう法令等々に基づいて行われているというふうに、一応考えることはできると思います。

ただ、今のお話の中で聞いていてちょっと問題だったのが、これは遅れちゃったから仕方ないのかもしれませんが、もう少し前の段階で。だから、報告みたいな形で、こういう案件ありますよねというのがあがってくるというのかなというふうに思いました。

連絡調整済み年月日が、これ、平成 22 年 3 月ですから、この連絡調整済みの段階ではもう設計できているわけですね、おそらく。おそらくというか、残土処理場ですね。ただ、その前にどういうチェックしてるのみたいな話を聞きたいというところでしょうから、これはやっぱり、どうなんですかね。そういう報告みたいのは出てくるんでしょうか。

(事務局 北)

設計ができた前後どうかと言われるとちょっとあれなんです、今の仕組みで言いますと、これは、後でまた少し報告事項で出てくるんですが、本来であれば、だから連絡調整が少なくとも済んだ段階で、実際にこれが出来上がる前に、この会議で諮問がなされると。今のシステムでいってもそういうシステムであるわけです。

(事務局 北)

たまたま今回、このケースにつきましては、先ほど言いましたように漏れておったということで、できた後に出てきたわけですが、実は、この後にまたご説明しますけれども、説明する部分については、まだ工事が終わってないというか、完了してない前に出てきておるというケースがございます。

(笹原会長)

わかりました。よく見ると連絡調整済み年月日が平成 22 年 3 月で、事業自体は、工事は 7 月から行ってますので。ですから、この連絡調整済みの時点であがってくると、一応当審議会でもチェックはできるということになりますね。ですから、そういうあがってこなかったというミスさえなければ、目は通ることになります。

とりあえず、そんな形で少しチェックをしていくしかないというふうに思いますが、いかがでしょうか。はい。

そうしましたら。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

お願いします。

(委員)

ちょっと確認なんですけれども、もうこれ以降、連絡調整済みの案件で審議が遅れてるやつというのはないんでしょうか。ないですよ、もう。連絡調整済みのやつでまだ審議されてないという案件が残ってるということはないですか。

(笹原会長)

それは確認しないとイケないですね。

(事務局 北)

それはないと思います。

(委員)

また出てきたら今度はちょっと国交省に言って、しっかり出しなさいというか、筋は通さなくちゃいけないんじゃないかと。

(笹原会長)

はい。そうしましたら、そうですね、ミスということなんですが、連絡調整済み案件で未審議なものはないでしょうねというところ、これはちょっと今日の審議会の中で、答申には入れませんが、非常に重要な論点かと思えます。松島さん、それでいいね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

そうしましたらよろしいですかね。

次、整理番号5番、いきたいと思います。また、高知森林区域。

(事務局 北)

整理番号5番なんですけど、先ほど言いましたまさに案件でございまして、少し説明をさせていただきます。

18 ページの整理番号5、高知森林地域の縮小案件についてご説明いたします。場所は、

右側の位置図に示しておりますが、県道北本町領石線沿い、逢坂峠の南側に位置します高知市一宮地区でございます。

森林地域の縮小変更面積は1haでございます。変更理由といたしましては、工業団地の造成にかかる他用途転用によるものです。他用途との重複につきましては、都市地域(市街化調整区域)と重複しております。

次のページをご覧ください。本件案件につきましては、事業主体は高知県企業立地課でございます。平成27年12月に開発協議を受け、事業期間は平成30年8月までとなっております。

平成26年度の第52回当審議会におきまして、採石場の跡地として現況報告をさせていただいた案件でございます。現在の事業区域は、約13.2haで、そのうち形質を変更する森林部分の面積は、約1.4haとなっております。

次のページに、現況の写真と完成予定図を載せております。本案件は赤線で囲んだ右側の部分でございます。

整理番号5の高知森林地域の縮小に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

(笹原会長)

はい。そうしましたらご意見、ご質問、お願いします。これ、2年前に報告であがっている。ですから2回目ですね、われわれ見るのは、いかがでしょうか。よろしいですか。何かありますか。

そうしましたらちょっと時間の関係もございまして、後でまた思い出せばお話しください。これ、われわれ2回目ですので、安心感はございます。

そうしましたら整理番号6番、津野町、お願いします。

(事務局 北)

はい。続いて21ページの整理番号6番の津野町森林地域の縮小案件についてご説明いたします。場所は右側の位置図に示しておりますが、国道197号線を津野町方面へ進みまして、布施ヶ坂を過ぎた辺りの津野町船戸地区になります。森林地域の縮小面積は約4haで、変更理由といたしましては、公共事業の残土処理場にかかる他用途転用によるものです。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域が重複しております。

次のページをご覧ください。事業主体は、高知県須崎土木事務所で、平成28年6月に開発協議を受けまして、事業期間は平成32年3月までとなっております。全体の事業区域は約17.5haで、少し見づらんですが、赤線で囲んだ範囲の約3.5haが形質を変更する森林部分となります。下段に現在の写真を載せております。残土処理完了後に植林することが条件となっております。聞いております。

整理番号6の津野町森林地域の縮小に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そうしましたらこの整理番号6番、津野町の案件について、いかがでしょうか。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

はい。じゃあ、お願いします。

(委員)

残土処理場で、後に植林するという条件がつくという話なんですけど、これってそういう場合にまた森林に戻るわけで、やっぱり森林法上の除外になった場合には、国土利用計画法の、やらなきゃいけないんですよ。

森林といっても、林地というのは、木が生えていけば林地というんじゃなくて、いわゆる裸地という山もたくさんあって、これから植林するとか。そこも森林は森林なので、やはり木が生えていなきゃ森林じゃないということではないので、もし植林で後でまた戻すのであれば、そのまま森林で、用途変更やらなくてもいいんじゃないかなという気がしないでもないんですけど。

(笹原会長)

これは事務局ですかね。治山林道課さんですかね。

(事務局 北)

一応、一回、開発をするということになるわけですから、その時点ではやはり外れるということになると思います。その後、一応、こういう予定であるということは聞いているんですが、それはあくまでも未来の話でございますので、今の段階ではやはり手続きを取る必要があるというふうには思っています。

(笹原会長)

そうですね。いかがですか

(委員)

わかりました。



(笹原会長)

じゃあ、どうぞ。

(委員)

すいません。今日の一番最初の議論に戻るんですけど、もしかして、先ほど委員さんがおっしゃったことを受ければですね、いったんは森林じゃなくするよ。でも、残土をやって、それから植林して、あらっ、森林に戻ったよというところ、いっぱいある可能性があるんでしょうか。それだったら例えば、いったん森林地域から外されていたけど、プラスになっているという、用途変更をもう一遍、森林に戻してるというのもあるということですね。

(事務局 北)

先ほどちょっとお話ししましたが、前々回の審議会のときに、確か、今まで審議してきたところは、その後、どうなっているかということでお示しをしました、写真とそれから実際の現状ですね。

(笹原会長)

フォローアップやりましたね。

(事務局 北)

それをそのまま置いておきますと、なかなか裸地では残ってないということで、見ていただいたらわかると思うんですが、それを森林と言うのか、原野と言うのか、ちょっと微妙なんですけれども、実態としてはそういう形で、森林に近いような形になったりとかいろいろなケースも実際はあるんだろうと思うんですが、それはあらためて、例えば、森林にするとかいうようなことはここでは行われてはないというふうに思っております。

(笹原会長)

じゃあ、治山林道課さん、お願いします。

(治山林道課 松寫課長)

この場所が言われたように、後で木を植えるんで森林のままでという話もあるんですが、実は、中には開発が終わっても森林区域から外さないという場合も多分事例としては、まったくゼロではないと思います。その場合は、一回外して戻すんじゃなくて、出来上がった後でも、完了した時点でも外さないみたいな、そういう手続きになろうかと思えます。この場所がそんなふうになるかちょっとわかんないんですけど。

例えば、採石場なんかでは、石を取った後、木を植えて山に戻すというような事例もい

くつか聞いたことがあります、その場合は多分、森林の区域のまま残すといった事例は確かあったと思うんですけども、個々の案件によって上にできたもので状態を決めるということで。この案件がどちらになるかというのはちょっとまだはっきりわからないですけども、外さない事例もあるということはちょっと認識していただければと思います。

(笹原会長)

ということですけど、よろしいですか。

私、森林科学出身なんです。ちょっと思うのが、こういう造成地に木生やすと10年ぐらいで広葉樹が生えてきて、森林に戻ったように見えますけど、森林土壌がまったく発達していない、カチカチの、われわれからしたら悪い森林なんですね。やっぱり森林が育つのにかなりそれなりの時間がかかりますので。「木が生えました、バンザイ、森林だ」というわけにはいかないだろうなというふうに技術論的には思います。

それと、やっぱり先ほどのお話、法律上の森林とは何なの？ということもあると思いますので、そこはケースバイケースということでもいいんじゃないかと。いかがでしょうか。

これ、連絡調整済み年月日見ると平成28年6月ということで、これは順当なわけですね。そうしましたらこれで整理番号6番、津野町森林地域、終わりにしたいと思います。

以上で諮問案件6件ございました。これから諮問の答申を作らなければいけないんですが、先ほどからいくつかご意見は出ましたが、例えば、一番大きいのはこの国や地方公共団体の場合の連絡調整、遅れるなよというところがございますが、それは議事録の中に付随の意見というふうにしたいと思います。

この6件の森林地域の縮小自体については、2番の某学校のグラウンドで、藤本委員から少しご懸念出されましたが、高知市のほうで見ているだろうということで、一応、どうですかね。この6件の案件、特に変更については、意見は出すものの原案通りで了承するということでいかがでしょうか。

今配られたと思いますが、当審議会から高知県知事に対する答申案でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

ただし、なおのこと、議事録にはこの議論載ってますので。ですから、整理番号2番の土佐塾については、何て言うのか、あの山が危ないかどうかという問題というよりは、そういう技術的審査、各担当部局でちゃんとやっているかどうかとか。あとは、先ほどの整理番号4番、安芸の森林地域、これは確実に行政のミスですね。連絡調整済みなのにこちらに来なかったというところ、それは今後ないようにしていただきたいということで議事録のほうには明記したいと思います。

そうしましたら答申をご了承いただいたということでございます。

(事務局 畠中)

事務局のほうから答申を読み上げますので。

答申。平成 29 年 2 月 6 日。28 国土審第 1 号。高知県知事、尾崎正直様。高知県国土利用計画審議会会長、笹原克夫。高知県土地利用基本計画の変更について (答申)。平成 29 年 2 月 6 日付け 28 高用対第 587 号で諮問のありましたうえのことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。

以上です。

(笹原会長)

はい。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

あとはこの上の案が取れてあれになるわけですね。答申になると。そうしましたらそういうことでこの答申を決定いたしました。

思いの外、時間がかかりましたが、非常に活発なご意見が出ました。これから 23 ページで報告になりますけれど、その前に何分にしましょう。ちょっと伸びますけれど、すみません。報告事項の前に 10 分ほど休憩を取りたいと思います。ですから、55 分から再開したいと思います。

〈休憩〉

(笹原会長)

はい。そしたらよろしいでしょうか。1 分ほど過ぎましたが皆さん、お揃いになられましたので、これから報告事項に移りたいと思います。4 件ですね、23 ページから。それでは事務局、整理番号 1 番の高知森林地域の縮小についてということでご説明をお願いします。

(事務局 北)

それでは報告案件について 4 件ご説明させていただきます。資料 2、先ほどの資料の 23 ページをご覧ください。「土地利用基本計画報告事項について」という見出しで、林地開発許可等の状況を載せております。今回は、高知市と大豊町の各森林地域の縮小に関する変更案件 4 件について報告をさせていただきます。

まず、24 ページ、整理番号 1 の高知（神田）の森林地域の縮小に関する変更案件でございます。場所は、左側の位置図に示しておりますが、県道高知春野線、神田のトンネル付近に位置します高知市神田地区でございます。森林地域の縮小変更面積は 8 ha で、変更理由といたしましては、太陽光発電所造成によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、都市地域（市街化調整区域）とそれから農用地を含まない農業地域が重複をしております。

次のページをご覧ください。事業目的といたしましては、民間企業 E が事業主体となって、太陽光発電所設置のため、造成工事を行うものでございます。今回の林地開発につきましては、平成 27 年 10 月に林地開発許可を受けまして、事業期間は、平成 30 年 4 月までの計画となっております。事業区域は 9.9ha で、形質を変更する森林地域は 7.6ha となっております。

太陽光発電設備にかかる概要としまして、最大出力は 2 メガワットで、年間発電量は一般家庭約 470 世帯分の 260 万キロワットアワーを見込んでいるとのことでございます。下段に現地の写真を載せております。

整理番号 1 の高知市（神田）森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

（笹原会長）

はい。いかがでしょうか。ご質問、ご意見、伺いたいと思います。

はい。じゃあ、委員。

（委員）

すいません。基本的なことですけれども、審議事項と報告事項というのはどこが違うんでしょうか。面積的にはこっちのほうが大きいような気がしたので。お願いします。

（笹原会長）

事務局、お願いします。

（事務局 北）

審議事項というのは、先ほど一番最初にご説明しましたように、民間事業者の場合は 1 ha 以上 10ha 未満が許可処分後の報告、この報告というのが今やっておる報告でございます。完了確認後、審議ということになって、正式に諮問にあがっていくということでございます。

（委員）

この報告と審議ね。

(事務局 北)

ええ。つまり、本来はこの報告というのは特に規定されたものではないんですが、いきなり完了して審議にあがってくるということで、非常にわかりづらいと言いますか、そういうお話がありましたので、事前に許可処分が終了した後に報告をしまして、実際に事業が完了した後に審議を行うという形にしております。

(笹原会長)

ですからこの報告の段階で厳しく見ないといけないということですね。いかがでしょうか。8ha ですね。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

じゃあ、山本さん。

(委員)

ちょっとした興味というか、疑問なんですけど、さっきの太陽光も2メガワットで260万キロワットとかいうあれで、確か800戸やったんですけど、今度470戸っていうのは、このへん、ここでわからないんですかね。何か、あんまり関係ないのかもしれないんですけど、事業の中身の検討もされてるのかなと思ったりしたんですけど。

(笹原会長)

これはいかがですか。

(委員)

田舎だからですかね。

(笹原会長)

というか、機械のスペックの話なんで。

(事務局 北)

これ、事業者のほうからの資料に基づいてそのまま作成をしていると思います。ちょっとその基準がどういう基準で違いが出てくるのかわかりませんが、事業者の計画の内容でそのまま載せておるということでございます。

(事務局 畠中)

資料の出所なんですけど、高知新聞の発表した資料です。確かに、出力を戸数で割るとちょっと若干違うんですけど、それぞれの事業者がどんな消費電力で計算しているのか、ちょっとそこまでわかりませんので、ただ、公表された資料です。

(笹原会長)

ということだそうです。

ちょっと私から一つ。25 ページの平面図を見ると、これ、8 ha と広いんですが、例えば、裸にしちゃうんですね、これ。調整池、さっき私がご説明した、大雨降ったときに雨を溜めるところとか、そういう防災施設がないように思うんですが、これ、治山林道課さんのチェックされてると思うんですが、そのへん、いかがでしょうか。はい。じゃあ、お願いします。

(治山林道課 松寫課長)

治山林道課です。調整池は、ちょっと見にくいんですが、25 ページの上の絵を見ていただいて、「残地森林」と緑色の白抜きの四角囲みがあると思うんですが、その下に黒字で「鉄塔」って書いてあるところがあると思いますが、その左側にちょっとブルーの薄い、これが調整池になっています。この鉄塔というのは、確か、通常の大きな送電線の鉄塔じゃなくて、携帯電話か何かの鉄塔だった、ちょっと低いものですね。

それともう1箇所、その濃い緑、残地森林の右側に「造成森林」と書いてある、ちょうどトンネル入り口なんですけど、ここに一つ計画してました。ただ、ここの部分は、最終的にはここに大きな盛り土があったんですけども、許可後にかなり面積を小さくしてくれと、こちらの話もありまして、ここは調整池を中止してかなり事業区域はもっとこれ以上に狭くなっています。つまり、できるだけ山をそのまま残すということになりましたので、左側の調整池だけを造って、右のほうはそのまま山として部分的に残ってます。

その真ん中にある薄いブルーのやつは、下の写真にある、鉄塔が立ってますよね。その部分になります。その部分は、ちょっと残して切った格好になっています。今ちょっと面積は手元に資料はないんですけども、当初の区域よりかなり狭まっている格好になっています。

(笹原会長)

小さくなって。はい。ですからこの7.6381、約8 ha で出してきたけれど、そこは治山林道課さんのほうからチェックを入れたということですね。はい。ということでございます。そういうことで一応、法律的にはチェックを入れて、少し計画を変えさせたということだそうです。ですから、将来この平成30年以降に諮問対象として出てくるときには、この絵柄が変わっているだろうということですね。

(治山林道課 松寫課長)

多分そうなると思います。

(笹原会長)

はい。わかりました。そうしましたら皆さん、ちょっと、この絵柄を覚えといてください。報告案件はこうやって事前にチェックできるというところがいいところですから。

ほか、ございますか。じゃあ、よろしければ、整理番号2番、土佐山ですね、今度。お願いします。

(事務局 北)

はい。26 ページをお開きください。整理番号2番の高知(土佐山)森林地域の縮小にかかる変更案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、県道南国伊野線を南国市との境付近へ進んだ高知市土佐山地区でございます。森林地域の縮小変更面積は8haで、変更理由といたしましては、石灰石の採石によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次のページをご覧ください。事業の概要といたしましては、民間企業Fが事業主体となって、石灰石の採取を行うもので、平成27年10月に変更の開発許可を受け、事業期間は、平成32年11月までの予定となっております。事業区域は、赤線で囲みまして36.6haで、黄色で着色した箇所が今回形質を変更する森林となっております。下段に現地の写真を掲載しております。

整理番号2の高知(土佐山)森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

(笹原会長)

はい。そうしましたらこの整理番号2番について、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。よろしいですか。もう何と言うのか、掘っちゃってる、お釜の中みたいなところなんで。

はい。そうしましたら次へ行きたいと思います。整理番号3番ですね。今度、大豊津家(つげ)と言うんですか。お願いします。

(事務局 北)

28 ページをお開きください。整理番号3番の大豊町津家(つげ)でございます。森林地域の縮小にかかる変更案件でございます。場所は右側の位置図に示しておりますが、高知自動車道大豊インターチェンジの西側付近に位置します大豊町津家地区になります。森林地域の縮小変更面積は10haで、変更理由としては貯木場の造成によるものです。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

次のページをご覧ください。事業の概要といたしましては、森林組合Gが事業主体となり、貯木場の造成工事を行うもので、平成27年10月に開発許可を受けまして、事業期間は、平成30年10月までの予定となっております。

事業区域は約14.8haで、形質を変更する森林部分は約9.5haとなっております。少しこれも見づらいで申し訳ないですが、図面左側部分に貯木場を造成し、そこで発生した残土を図面右側にある残土場へ運ぶ計画となっております。下段に現地付近の写真を掲載しております。

整理番号3の大豊町（津家）森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

そうしましたらこの整理番号3番について、ご意見、ご質問いかがでしょうか。今日、急遽、ご欠席になった岩崎さんの地元ということで非常に意見が述べにくいところがございますがいかがでしょうか？

じゃあ、これ、私からまた、排水処理についてお聞きしたいんですが、この29ページの図面で言うと、「造成地」と書いたところが造成をします。で、その土を「造成緑地」と書いた右のほうに持っていくと。水色で書いてあるのが排水路だと思うんですが、末端の調整池みたいなやつはどうなるのでしょうか。

（治山林道課 松寫課長）

治山林道課のほうからご説明させていただきます。

（笹原会長）

はい。お願いします。

（治山林道課 松寫課長）

29ページなんですけど、ここの場合は調整池のほうは設けておりません。と言いますのは、大概、開発において、一番最初も話が出てきたと思うんですけど、雨がかなり集まるので一回そこで調整池に溜めて下流に流すということなんですけれども、森林法の基準の場合、新たに開発後になったときにでも、その下流の川のほうが増量しても流れるという大きさの川があればあえて調整池は設けないという手はずになっていますので、そういった意味で、今回、下に流れる河川がかなり大きめであるということなので、調整池は設けておりません。

ただし、ちょっと見にくいですが、造成緑地、ちょっと右のほうの盛り土の下とか、真ん中へんの部分では、沈砂池ということで土砂が下流のほうに流れないというような、そういった施設は設けておりますけれども、今回この場合は調整池のほうは設けておりませ



ん。

(笹原会長)

そうすると、この図面、真ん中あたりにある線で囲ったのは、これ、排水路だと思うんですが、これは降雨量から水利計算をして十分な断面を決めて、末端は川まで引っぱるということですか。

(治山林道課 松寫課長)

そうですね。水路はある程度余裕を持った大きさの水路を設計してまして、最後は自然にそのまま元の谷地形のところに流すという格好になると思います。

(笹原会長)

わかりました。

(治山林道課 松寫課長)

その出口のところに沈砂池ということで土砂が流れないようにちよつとした池を造っているということです。

(笹原会長)

はい。わかりました。納得しました。

ほか、いかがでしょうか。そうしましたら、よろしければ、整理番号4番、今度は北川、また大豊町でございます。

(事務局 北)

30 ページをお開きください。整理番号4番の大豊町(北川)森林地域の縮小にかかる変更案件でございます。

まず、通常、本審議会で諮問・報告案件としておりますのは、縮尺5万分の1の土地利用基本計画図に反映できる大きさ、実測上でいいますと、100m四方の正方形以上の面積範囲で行われた開発行為でありまして、例えば、道路など幅が狭く、計画図に変更箇所の反映ができないものについては、対象とはしておりません。

しかし、開発範囲は狭くても開発にかかる面積が大きくなれば、土地利用計画上における影響も大きいことから、土地基本条例における事前協議の対象となった開発行為につきましては、土地利用基本計画図の変更案件とならなくても本審議会でも報告をすることになっております。

事業区域は、ゆとりすとパーク大豊から東側へ尾根伝いに延びており、場所は大豊町北川地区となっております。森林地域の縮小変更面積は15haで、変更理由としては、風力発

電施設として利用することによるものです。他地域との重複状況につきましては、自然公園地域となっております。

次のページをご覧ください。事業の概要としましては、民間企業Hが事業主体となり、風力発電所の設置を行うものです。計画面積が21haありますので、「高知県土地基本条例にかかる事前協議」を経まして、平成28年2月に開発許可を受けており、事業期間は、平成31年2月までの予定となっております。

施設の概要としましては、通路の延長は4,911mで、風車サイトは8箇所、総出力が18,370キロワットとなっております。

整理番号4の大豊町（北川）森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。そうしましたらご意見、ご質問等々ございますでしょうか。

昨年度は足摺で確か風力発電所ありましたけれど、今年は今度は大豊ということでございます。風力発電所ですから1基あたりの土工面積は小さいんですね。ただ、8基あるのでやっぱり残土処理地があるということですね。あとは何か、右下見ると「砂防指定地」とか書いてあって、多分、いろんな法協議をしているというところが何となくうかがえるかなと思います。法定協議ですね。

ちょっと31ページの地図ですと、地図の縮尺が小さすぎてなかなかものが言えないところがございますが、尾根上ということですね。

（委員）

すみません。

（笹原会長）

委員。

（委員）

すみません。教えてください。さっき審議事項と報告事項の差は、というので、許可処分終了とか、完了報告がというのが、1ha以上10ha未満だったら許可処分後の報告を受けて、その後、審議で、10ha以上だったら許可申請後の審議って書かれてあるのは、これ、15haあるんですけど、国とか地方公共団体じゃないですよ、民間企業Hって。

（笹原会長）

これ、いかがですか、事務局。

(事務局 北)

先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども。

もともとこの審議といいますか、諮問にかかる案件については、要するに1ha以上の面積がないと通常はかかってこない。ただ、この場合は、非常に細長くてあれなんです、全体で言うと15haあるということで土地基本条例の審議事項になっております。事前協議ということで土地利用基本条例の事前協議を経て開発許可が下りたものでございます。その案件につきましては、諮問事項としてはもうあがってこないんですけど、報告をすることになっております、この場ですね。そういうことで、今、報告をさせていただきました。

(笹原会長)

ということで、将来諮問にはならないということですかね。

(委員)

なるでしょう？

(事務局 北)

ならないです。

(委員)

ならない？

(事務局 北)

はい。地図の変更ができないので。つまり、これは諮問にはあがってきません。ただ、面積を合わせると非常に大きいものですから、それで報告をさせていただいているということでございます。

(笹原会長)

ということだそうです。

(委員)

はい。

(事務局 高橋)

先ほどの地図なんですけど、これが高知県土地利用基本計画図という地図なんですけど、その線状のものは、この5万分の1の地図には落とせないということもあるので、諮問協

議にはかからないということになります。

(委員)

はい。

(笹原会長)

これ、森林区域の縮小ということで、治山林道課さんのほうの協議、森林法のほうの協議というのはあるんでしょうか。

(治山林道課 松寫課長)

林地開発許可として許可をしております。

(笹原会長)

じゃあ、ちゃんと見てるわけですね。

(治山林道課 松寫課長)

そうですね。はい。

(笹原会長)

ですから森林法のほうで見ておられるということで。よろしいですか。

(委員)

はい。ありがとうございます。すみません。

(笹原会長)

じゃあ、岡部さん。

(委員)

すみません。別に私、役場側の人間では決してないんですけども、この大豊町の風力発電に関しては、環境課さんのほうの審議会のほうで、私、その審議会に参加もしておりますので、そこで、いろんな環境に害がないかということを各専門家の方々が審議されておりましたので、大丈夫だと思います。

私が懸念するのは、むしろ、先ほどの整理番号1の太陽光発電のほうに心配で、これは、誰もチェックする人がおりません。環境課さんのほうにも入っていません。建築基準法でもありません、ので、誰も審議しないでどんどん造られていっている、非常に私は心配です。

(笹原会長)

いや、ただ、林地開発許可のチェックが入ってますので、森林法上ね。だから防災面とかは一応見ていると。先ほどのご説明ありましたので。環境という意味では、治山林道課はちょっとそこまではなかなかしんどいですけど。

(事務局 高橋)

風力発電のほうは環境アセスをするということが規定されていますので、そういうことはすべてやったうえで土地基本条例にかかり、林地開発のほうでも審査がされ、許可が出ます。

(委員)

すみません。

(笹原会長)

はい。

(委員)

意見なんですが、国土利用計画審議会、これと全然関係なくて、出席されている治山林道課さんにもおそらく後々は関係ないと思うんですが、太陽光とか、気になるのは、それが適切かどうか、物理的な環境的にチェックするのはいろんな法律があるんですが、やっぱり一回、これ、カットしてしまうと、風力も一緒ですけど、ずっと道を通ってしまうと、あと事業がこれ、成立しなくなってしまうたら、あと、野っばらというか、林野に戻ってしまっても何も利用できないというようなことで。風力のほうも道ができたものの、上の山頂の部分に、レガシーになればいいんですけど、全然使ってないような構造物が残る。事業採算性をチェックするような、それで許可を下ろすというふうな、そんな高知県、条例は難しいと思うんですけど、何かあったら県のほうで意見を言っていたらと思います。

(笹原会長)

どうでしょう。どちらかが。

(委員)

これ、多分、法律、関係ないので。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(新エネルギー推進課 原チーフ)

すみません。新エネルギー推進課の原と言います。

この風力発電、太陽光発電もそうなんです、事業の現在、設備認定、来年の4月から法律変わります、事業認定という形になります。その認定自体は国の、四国で言いますと、四国経済産業局のほうでやられてますので、その中で事業性については見ております。

あと、事業終了後、事業用であれば一般に買取期間20年です、20年になります、20年終わった後は、ちょっと現在は違うんですが、今年4月からの分では、一応その事業終了後の処分計画も含めて四国経済産業局に出すようになっていきますので、一定は、資金計画も含めて検討するというふうにされています。実際、4月になってみてどのような運用がされるかというのはちょっと注意深く見ていく必要があるかと思いますが、そこは一定担保、今からはチェックされるのかなというふうに考えております。

(笹原会長)

これからのものは一安心ということですね。あと、われわれの審議会で言うと、一昨年でした。フォローアップ調査みたいなのを少ししていただきましたので、そういうところでも審議会の役割の中でチェックをしていくということはあるかと思えます。

いかがでしょうか。そうしましたら整理番号4番、そういうことをご報告をいただきました。

これで報告案件以上ですね。報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(笹原会長)

そうしましたらこれで報告事項について終了とさせていただきます。

そうしましたら議事次第を見ると最後に「その他」というのがあるんですが、これ、何か事務局ございますでしょうか。

(事務局 北)

貴重なご意見、ご質問をいただきましてありがとうございました。今後とも高知県の土地施策にご協力賜りますようお願いしておきたいと思えます。

それからすみません。一点、一番最初にこの諮問書案の五地域区分の変更概要のことで少し森林地域のことでお話があったんですが、実は、去年のこの審議会の場でもお話をちょっとさせていただいたと思うんですが、少しこの数字が間違っております。

最終、要は、先ほどちょっとお話も出ましたように、最初からずっと引き継いでいる関

係で、そこから差し引きをしていってあって、実際の、例えば、国土調査等との成果と合わないということで、ちょっと調整を行ったんですが、それをやってしまうとまた余計混乱をするということで、一回、国土交通省にあげた数字としては、元に戻して、同じような形でもう一回やり直して、そのときの数字としましては、今日のお示ししました数字と同じ森林地域の面積というのは、84.4%と。今回、面積が、非常に縮小される面積が少なかったものですから、数字としては変わらないと。つまり、この桁でいうと変わってない。この下でいうとちょっと変わってるんですが、そういう形で前回とちょっと混乱がありまして、大変申し訳ございませんでしたけど、数字としてはそのままになっておるとのこと。ちょっと先にご説明をさせていただきたいと思います。すみません。ちょっとそのときに手元に資料がなかったもので、うまく答えられなく申し訳ありません。

それでは、時間も大幅に過ぎておるんですが、少し、第五次の国土利用計画の変更がなされておりますので、その全国計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。全文については、資料でお配りをしておりますので、これをまた見ていただきたいんですが、お手元にカラーで「第五次国土利用計画（全国計画）概要」というのがあると思っておりますので、これでちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

国土利用計画とは、総合的かつ計画的な国土利用を図るための基本的な計画でございます。冒頭で述べましたように、都道府県はこれを基本として各計画を定めております。

まず、わが国の国土利用をめぐる状況と課題ですが、その真ん中のグラフにありますように、前回の改定時と異なる点は、人口が減少傾向にカーブを描いて、初めて策定された計画ということでございます。その図を見ていただきましたら、グラフが下へ下がっておると思いますが、それが今言ったことを表しております。このことは、今回の改定の随所に反映されております。

また、平成23年3月に発生しました東日本大震災により、災害に対する対応も一歩踏み込んだものとなっております。

これをちょっとめくっていただきますと、見開きになっておりますが、第五次国土利用計画（全国計画）における基本方針が書かれております。3つの基本方針を左側のページの真ん中に円で描かれた図で示しております。この3つある基本方針の円は、それぞれが重なり合っておりまして、複合的に作用しておるということでございます。

まず、1つ目の基本方針、左側でございますが、「適切な国土管理を実現する国土利用」でございます。人口減少は、高齢化や税収の頭打ち、将来にわたる行政サービスの維持にも関わってまいります。都市機能については、周辺部へ拡大するのではなく、コンパクト化し、中心地を集めていく。そうすることで限られた資源のもと、必要なインフラやサービスを維持していくことを図っています。

また土地の利用が量的に減少する中、荒廃のおそれがある土地を増やさないよう、例えば住宅地であれば、郊外に拡がるのではなく、利用されていない空き地や空き家などの利活用を提唱しております。

周辺地域についても、高齢化に対応して、歩いていける範囲に銀行や商店などを集め、生活の利便性を高めるとともに一定の利用者数を前提に成り立つ、生活に不可欠なインフラが継続していけるよう、地域の拠点へ機能を集めていくことが提唱されておるわけです。

農地につきましても、高齢化による離農や耕作者の減少に対応して、農地を担い手へ集積するとともに、機械で連続的に耕作できるよう集団化することが提唱されています。

農地や森林など、自然への働きかけを維持し、適切に管理していくことは、自然環境を保全していくということになります。また、人口減少による開発圧力が低下する機会を捉えて開発や住宅の跡地を人為的に自然に戻す取り組みなども提案をされています。

こうしたことは、右側のもう一つの基本方針、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」とも重なってまいります。

自然環境は、食糧や水の供給源であり、生活の場であるのみならず、温暖化抑制や景観などの多面的な機能を有しております。自然がもたらす多様な恵みは、国民共通の財産と言えます。これらの保全や利活用を通して、それぞれの地域の資源や特色を生かした観光や地場産業の育成など、魅力ある地域づくりや都市と地方の交流などが提唱されています。また地域資源としてバイオマスなどの「再生可能エネルギー」の利活用なども提唱されております。こうした自然環境への保全は、もう一つの基本方針であります左側の下の「安全・安心を実現する国土利用」と重なってもまいります。

自然環境を保全することは、生態系の恵みを楽しむことにとどまらず、森林が有する保水機能維持などは、災害リスクを減らすことにつながります。

また、河川や防潮堤などの公共インフラを整備する際、多自然工法や緑地を活かすことで、自然環境と防災を両立させることができます。

今回、大きな地震災害や土砂災害を経ておりますので、地域の実情を踏まえることが前提となりますが、災害リスクの高い地域から低い地域への移転が提案されております。公的施設などは、建て替え時などの機会を捉えて移転することで、より安全な地域へ居住を誘導することが提唱されております。

また、交通インフラやライフラインについても災害リスクを分散させるため、代替性や多重性が提唱されています。

右のページが全体のイメージ図となっております、「複合的施策と国土の選択的な利用の推進」を図で表しておるということでございます。

それから最後のページ、裏側のページでございますが、上段に平成24年を基準年として、平成37年を目標年次とした土地利用の目標値というのがございます。いろいろ項目はあるんですが、主な特徴を簡単に言いますと、農地が減少して、道路が増加するというような形になっております。

それからその下の段は、国土利用計画の位置づけの体系となっております。

国の国土利用計画の概要説明は以上でございます。詳細はなおお配りしたものを見ていただけたらと思います。



それから続きまして、県における計画の策定状況ということで、資料の「第五次国土利用計画の改定に伴う今後の検討事項」、一枚物で入っておると思いますが、それをちょっと見ていただけたらと思います。これまでの改定状況を記載しております。

左が国土利用計画の全国計画で、真ん中が県の計画、そして、右側が土地利用基本計画で、それぞれの決定や見直し時期を一覧表としております。

前回は、平成20年の第四次全国計画決定を受けて、平成23年に土地利用基本計画を改定しております。

その前の第三次の策定状況を見ますと、全国計画は平成8年2月に策定されていますが、県においては平成6年11月から県計画策定の準備に入りまして、平成9年の3月まで、2年4カ月をかけて計画を策定しております。

その後、土地利用基本計画につきましても、翌年度から資料収集や検討を始めまして、2年をかけて平成11年3月に変更を行っております。国の計画に応じた2つの計画策定に約4年以上をかけておったということでございます。

また、この土地利用基本計画書は、県計画の内容を基本としていますので、その重要な部分、理念の多くが土地利用基本計画書に継承されるため、基本方向などの記述が大変似通ったものとなっております。重複している箇所も少なくないということで、県計画の最も重要な県土利用に関する理念や基本方向については、土地利用基本計画書に盛り込むことができますので、県計画と土地利用基本計画書を一本化して、充実する形で十分に対応できるのではないかと結論に至りまして、前回の第四次のときには計画策定のやり方をそのような形で見直しをさせていただいたという経緯がございました。

ここで少し現在の本県の土地利用基本計画について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。資料、お配りしております「高知県土地利用基本計画書」を開いていただき、目次のところをご覧くださいませでしょうか。

県土利用の基本方針といたしまして、3つの柱を立てておりますが、1つは、その目次の中で、「(4) 県土の基本方針」の「イ 県土の質的向上」の「(ア) 安全で安心できる県土利用」ということでございます。南海地震などの災害に対応した土地利用、自然が有する国土保全機能の向上などをそこで記述をしております。

2つ目は、その下、「(イ) 産業振興と調和した県土利用」で、県における経済政策の総合プランである産業振興計画の取り組みに歩調を合わせた土地利用を記述しております。

それから3つ目は、その下の「(ウ) 自然と共生する持続可能な県土利用」でございます。自然が有する水源涵養や景観などの多面的な機能の保全などを記述しております。

また、「(エ) 地域別の土地利用の基本方向」において、県内を7つの地域に分けまして、先ほどの3つの柱に沿いまして、土地利用の基本方向を述べております。

なお、詳細につきましては、またお目を通していただければと思います。

今回の第五次国土利用計画の改定を受けまして、他県、とりわけ中四国の状況をお聞きしますと、ほとんどの県で県計画を見直す予定はないと聞いており、仮に見直すとしたし

ましても、前回の本県と同様に土地利用基本計画に一本化することを検討している県が多数というふうにお聞きしておりますが、本県においてどのような見直しを行うのか等につきましては、その進め方も含めまして、委員の皆様方のお考えもお聞きし、今後の対応を検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

(笹原会長)

はい。今、ご説明いただきましたけれど、何かご質問、ご意見等々ございますでしょうか。とはいえ、いきなりこの膨大な量の内容を見てなかなか苦しいかもしれませんが。

ちょっと確認なんですけれど、そうするとあまり抜本的に計画を作り直すということでもないという理解でよろしいですか。

(事務局 北)

そういうことも含めて、ご意見をいただければありがたいんですが。例えば、なかなかそうはいつでも簡単には出てこないというようなお話でございましたら、一定、事務局のほうで何らかの形でたたき台を作るとかいうような形で対応させていただけるのであれば、そのような方法で内部でまた検討をさせていただきたいというふうに思っております。

(笹原会長)

もし、事務局にたたき台を作ってくださいという話になったときに、大方針、どういう方針で作成される方向になりそうでしょうか。要は、どれだけ変えるかって話なんです。

(事務局 北)

今、ご説明させていただきました、今現在の土地利用基本計画の3つの柱というのは、結構時代に合ったものではないのかなというふうに思っております。その後、23年に作りまして、6年ぐらい経過をしておるわけですけれども、状況も変わっておりますし、それから先ほど、先にご説明しました国の計画自体も変わっておりますので、国の計画の中身を見ながら、現在の時点修正を基本に、もしやるとしたらそういう形で検討してはどうかというふうに。今、これ、まったく今の意見と言いますか、今の考えなんですけど、そのように考えているところでございます。

(笹原会長)

ということでございますが何かご意見、ございますでしょうか。

ちょっと確認なんですけれど、私のほうばかりで申し訳ないんですが。例えば、土地利用基本計画、県の土地利用基本計画に一本化するよとなった場合は、今ご説明いただいた資料3-④のような形の、要はこういう文書を作ると。要は土地利用の基本的な考え方を

作るという理解でよろしいですね。

(事務局 北)

そうです。はい。

(笹原会長)

はい。そういうことだそうです。ですから作文、悪く言えば作文になりますが、いかがでしょうか。これ、やっぱりたたき台出てこないとなかなか議論できないかね。

(委員)

そうですね。それとですね。

(笹原会長)

ちょっと観点というところで。

(委員)

立てつけなんですけど、これは上位法って考えてもいいんですよ、森林法とか。そういう問題ではないですか。だから。

(笹原会長)

一応。今のどうですか。

(事務局 北)

一応、形としては上位計画となっております。ただ、それ自体に何か強制力を持たせるようなことにはなっておらないので、ちょっと平たく言いますと、理念を表明すると言いますか、そういう形のものになろうかというふうに思います。

(笹原会長)

だから各個別事業の方向性の調整のための方針を書くという形になるかと思います。ほか、いかがですか。何か。

(委員)

どんな意見を言えばいいのかなっていう感じですけど。ひとつ、これを見ていて、もっと高知県らしい県土の利用方法っていうのは、あるのかな。図を見て、右上を見ただけでもちょっと違和感を感じるんです。

農地としての利用が、荒廃した農地というのは、高知県内中山間地はどこも増えていて、

じゃあ、それを湿地の再生とか、森林などにするという選択が高知に合っているのか。それとも、やはりそういう、小さな小さな畑であってもそれが維持できる風景を守っていくのが高知らしい選択になるんじゃないかとかいう議論は、きっと土地利用審議会のここでちゃんと話し合いたいし、話し合うべきではないのかなと思うんですが。ずっとこのところ追認ばかりしてるから、そのフラストレーションもたまって余計にそっちのほうを話し合いたいなという気持ちになってるんですけど。

多分、国土利用、土地利用、県土の利用というのが、そういう一次産業にもすごく大きく関わってくるし、文化、環境とか、それから、ここにはエコツーリズムの推進っていうのが国レベルでは書かれてるけど、このエコツーリズムというのも高知県はもっと豊かに展開できる。せつかくそういう県土を持っているので、観光というのにどう県土を活かしていくのかとか。中山間地にも住み続けられる県土のあり方みたいなのを、もう一度、数年経っているのだから、国の基本方針には照らし合わせつつも、高知らしい、何か個性的な国土利用、県土利用をもっともったこの委員会で話し合えたらなと思います。

(笹原会長)

そうですね。高知らしさですね、独自性。今、委員のお話の中になんかいいアイデアが結構あったんですよ。例えば、今、ちょっと話を聞いていて思ったのが、「メモにしてって」というところがございますが。そういう話をどうやっていくかですね。

例えば、この第五次利用計画を見ていると、何か昔、私が国交省の現役時代に何か身の回りで議論していたような、いかにも都会の人が考えそうな、例えば、コンパクトシティーに重きが置かれているとか。そういうやっぱり委員のおっしゃるような、地方と違う、違うと言ったらおかしいですけど、地方と視点、重みが違うので、そこはやっぱりうまく議論していかなければいけないかと思います。

そうですね。そしたら事務局におかれましては、うまく議論できるような少し体制というのか、多分、会議一発でどうだって言われても、お一つと処理できずに終わりますので、うまく仕組みを作っていただけるとありがたいと思います。そんな形でいかがでしょうか。委員の皆さんにおかれては、少しアイデアをためておいていただけると。畠中さんは今のメモを作っておいていただけると。ふん、ふん、と思いましたので。はい。そんな形でちょっと私ども側も準備をしていきたいと思います。

そうしましたら事務局、よろしいでしょうか。

(事務局 北)

今、大変有意義なご意見をいただきありがとうございます。まさにそういうお話を委員の皆様からそれぞれ聞かせていただければと。時間の都合もありますので、何でしたら「自分はこんなに思うよ」というようなことを、事務局のほうへ送っていただいても結構ですし、われわれはわれわれで、今までの、先ほどちょっと畠中委員さんからごしまし

たけれども、十分に消化しきれない部分を踏まえまして、少し検討していきたいなというふうに思います。ご意見、どんどんいただいて結構です。もちろんそれを全部取り込めるかという、それはまたどうなるかわからないですけれども、やはりそういうことを参考にさせていただいて、何らかのたたき台になるようなものを検討をしていきたいと。ただ、少しお時間をいただいて、十分に調整、検討はさせていただきたいというふうに思います。

(笹原会長)

おそらく「意見出してよ」って、一発で終わっちゃうとろくなことにならないので、少しキャッチボールをするような、できる範囲ですけれども、そういうことがないとなかなかうまくわれわれの意見も出ていかないかなと思いますので、少しやり方は議論いたしましょう。

(事務局 北)

今回、新しい委員さんになりまして、先ほど、冒頭のほうでお話しましたが、任期は一応3年ということでお願いすることになっております。3年をひとつの目途に、この委員さんで作っていただくということでぜひお願いできたらというふうに思っております。

(笹原会長)

はい。わかりました。そうしましたらそういうことでちょっとこの第五次国土利用計画については、われわれも汗を流していきましょう。

そしたら、ほかにこの件、ご意見ございませんか。よろしいですか。はい。

それでは、これで本日の審議会のすべての議事を終了します。すみません。私の不手際というか、1時間近く時間超過しましたが、委員の皆様にご熱心にご議論いただき、また議事の進行にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。今後とも高知県の国土利用施策にご協力賜りますようお願い申し上げます。特に第五次国土利用計画の策定にご協力をまた今後ともいただきますようお願いしたいと思います。

そうしましたら司会、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。会長はじめ委員の皆様方、長時間大変お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして第54回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

